

# 火災補償制度のご案内

## リビングサポート保険

- ・給排水管修理費用補償特約
- ・ドアロック交換費用補償特約
- ・加害事故法律相談費用補償特約
- ・代位求償権不行使特約
- ・借家人賠償責任総合補償特約
- ・修理費用保険金総合補償特約
- ・引越中の事故補償対象外特約
- ・総括契約に関する特約

## 家財の補償

## 損害保険金

火災・落雷・爆発・破裂・盗難・給排水設備や他の戸室で生じた事故による水濡れなどで、家財に生じた損害。さらに、住宅内での偶然な事故を補償します。

※貴金属等は1個または1組ごと30万円限度となります。



① 火災



⑥ 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ



⑨ 水災

※保険の対象の再調達価額の30%以上の損害、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った時。



② 落雷



⑦ 騒擾、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為



⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)  
(自己負担額3万円)



③ 破裂・爆発



⑧ 盗難



④ 風災・雹災・雪災

※住宅の外側の部分(窓など)が風災・雹(ひょう)災・雪災で直接破損した結果、家財に損害が生じた場合に限りま。



⑤ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突

〈下記の通貨・預貯金証書等については盗難の場合のみお支払対象となります。〉

- 通貨・小切手・切手・印紙(1事故1世帯ごとに20万円限度)
- 預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード(1事故1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)
- 乗車券等(乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券。ただし定期券は除きます。)(1事故1世帯ごとに5万円限度)

リビングサポート保険は、“新価実損払い”です!!

再調達価額基準で実損払い

リビングサポート保険は、「再調達価額」基準で実損払い(保険金額を限度として実際の損害額をお支払いすること)ですので、万一の場合にも保険金で同等の家財を再購入できます。(貴金属等は市場流通価額基準となります。)

## 事故にともなう諸費用もお支払いします。

## 費用保険金

### ◆修理費用保険金

(1事故1世帯ごとに100万円限度)

偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。ご注意:住宅に生じたすり傷等の単なる外観上の損傷で住宅の機能に直接影響のない損害等は保険金お支払いの対象となりません。(賃貸借契約に基づく原状回復費用を補償するものではありません。)(修理費用保険金総合補償特約をセットしております。)

### ◆残存物取片づけ費用保険金

(損害保険金の10%限度)

①～⑩(通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。)(1事故につき保険金額の20%限度)

①、③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いします。(煙損害、臭気付着損害のみは除きます。)

### ◆地震火災費用保険金

(保険金額の5%)

1事故1世帯ごとに300万円限度)

地震・噴火・津波による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上、または保険の対象が全焼した場合にお支払いします。

### ◆臨時費用保険金

(損害保険金の30%。1事故1世帯ごとに100万円限度)

①～⑦の事故によって臨時に生じる費用をお支払いします。

### ◆失火見舞費用保険金

(1被災世帯50万円×被災世帯数の総額。1事故につき保険金額の20%限度)

①、③の事故で第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金等の費用をお支払いします。(煙損害、臭気付着損害のみは除きます。)

### ◆損害防止費用

①～③の事故で消火活動によって生じる消火薬剤等の再取得費用、損傷した物の修理費用などの実費をお支払いします。

## 充実した補償のセットでさらに安心。

※補償内容につきましては「リビングサポート保険の概要」をご覧ください。

### 個人賠償 (お支払い事故例)

洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。



### 借家人賠償 (お支払い事故例)

火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなくなった。



### 修理費用 (お支払い事故例)

台風で物が飛んできて窓ガラスが割れ、自己の費用で修理した。



保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金
損害保険金	①火災	<p>●実際の損害額（再調達価額ベース） 家財のご契約金額（ご契約金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とします。）が限度（⑩の場合も同様とします。） 再調達価額…同等のものを新たに購入するのに必要な金額。 ※保険の対象が、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品の場合、市場流通価額基準によります。（⑩の場合も同様とします。） ・損害による価値の低下は、損害の額に含めません。 ・1個または1組の損害額が市場流通価額基準で30万円を超える場合は、その損害の額を30万円とみなします。 [通貨・小切手・切手・印紙] 1回の事故につき1世帯ごとに20万円限度。※盗難の場合のみお支払い対象となります。 [預貯金証書・キャッシュカード・デビットカード] 1回の事故につき1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度。 ※盗難の場合のみお支払い対象となります。 [乗車券等] 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（定期券は除きます。）、宿泊券、観光券、旅行券。 1回の事故につき1世帯ごとに5万円限度。 ※盗難の場合のみお支払い対象となります。</p>
	②落雷	
	③破裂・爆発	
	④台風・竜巻・暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。）、雹（ひょう）災、雪災（融雪洪水、除雪作業による事故等を除きます。） ※住宅の外側の部分（窓など）が風災・雹（ひょう）災・雪災によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込んだために生じた損害に限ります。	
	⑤住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊、接触等	
	⑥給排水設備の事故、他の戸室で生じた事故による漏水などの水濡れ	
	⑦騒擾（じょう）等の集団行為、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為	
	⑧盗難（盗難による損傷、汚損を含みます。） ※保険の対象が屋外にある間に生じた盗難は除きます。 ※預貯金証書、キャッシュカード、デビットカードの場合は、実際に口座より現金が引き出された場合、小切手の場合は支払金融機関による支払がなされた場合のみお支払い対象となります。通貨・預貯金証書については、保険の対象に含まれませんが、盗難の場合のみ、お支払い対象となります。	
	⑨水災（台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等） ※次のいずれかに該当する場合に限ります。 ・損害額が、保険の対象の再調達価額の30%以上の場合 ・保険の対象を収容する住宅が床上浸水または地盤面より4.5cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合	
	⑩（①～⑨以外の）その他不測かつ突発的な事故	
費用保険金	修理費用保険金総合補償特約セット 修理費用保険金	●実際の損害額（再調達価額ベース）※3万円の自己負担額があります。 ●偶然な事故で、借用住宅が損害を受け、修理した場合。（実費） 1事故1世帯ごとに支払限度額100万円。自己負担額なし。
	臨時費用保険金	●①～⑦の事故で損害保険金支払いの対象となる場合。（損害保険金の30%） 1事故1世帯ごとに100万円限度。
	残存物取り片づけ費用保険金	●①～⑧（通貨・預貯金証書等の盗難を除きます。）、⑨、⑩の事故で損害保険金支払いの対象となる場合。（実費）損害保険金の10%限度。
	失火見舞費用保険金	●①、③の事故で損害保険金支払いの対象となる場合で、第三者の所有物に損害が生じたとき。（1被災世帯50万円×被災世帯数の総額）1事故につき保険金額の20%限度。
	地震火災費用保険金 地震・噴火・津波による火災損害により ・保険の対象を収容する住宅が半焼以上 ・保険の対象が全焼となった場合 ※この場合、貴金属等は保険の対象に含まれません。	●保険金額の5%。 1事故1世帯ごとに300万円限度
	損害防止費用 ・火災、落雷、破裂・爆発のとき	●実費。消火活動のための消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用や再取得費用、消火活動のための緊急人件費や器材費 など。
賠償損害保険金 （示談代行サービス付き）	個人賠償責任（日本国内のみ） ・被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有・使用もしくは管理または被保険者が日本国内で営む日常生活に起因する偶然な事故による他人の身体障害または財物損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	●損害賠償金：被保険者が損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費等。（判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。） ●争訟費用：損害賠償の解決について被保険者が引受保険会社からの書面による承認を得て支出した訴訟・裁判費用および示談交渉に要した費用。 ●損害防止費用：被保険者が損害の発生または拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用。 ●緊急措置費用：被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用。 ●協力費用：被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用。 ●権利保全費用：被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きを取るために要した費用。
	借家人賠償責任総合補償特約セット 借家人賠償責任 ・保険の対象を収容する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する偶然な事故により損害を受け、被保険者がその住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	●給排水管の修理費用（実費） 1事故1世帯ごとに10万円限度
特約	給排水管修理費用補償特約 ・給排水管の凍結や目詰まりによる水濡れ損害の場合	●ドアロック交換費用（実費） 1盗難3万円限度。
	ドアロック交換費用補償特約（日本国内のみ） ・ドアのかぎを盗難された場合	●法律相談料（実費） 1相談1万円、1事故5万円限度（引受保険会社の同意を得たもの）。自己負担額なし。
	加害事故法律相談費用補償特約（日本国内のみ） ・個人賠償事故発生の際の相談について	●「修理費用保険金」項目のとおり
	修理費用保険金総合補償特約	●「借家人賠償責任」項目のとおり
	借家人賠償責任総合補償特約	

プラン内容		■ご注意事項
補償内容	保険金額/支払限度額	●この火災補償制度（以下本制度）は、保険契約者を株式会社長栄、被保険者を入居者、引受保険会社をジェイアイ傷害火災保険株式会社（以下ジェイアイ傷害火災保険）とするリビングサポート保険の総括契約です。 ●賃貸借契約を取消または解約された場合、もしくは管理会社が変更となった場合、当該補償は終了いたします。 ●本制度では、パンフレットの重要な事項等説明書、保険契約者からご加入者に交付する加入者証などに記載されている「保険料」「保険料相当額」に読み替えます。 ●本制度の保険証券は保険契約者である株式会社長栄が保管し、ご加入者には加入者証が発行されます。なお保険料領収証は保険契約者である株式会社長栄へ発行し、個別にご加入者へ保険料領収証は発行いたしません。 ●本制度は、世帯が生活を営んでいる建物内の生活用動産（家財）を保険の対象としています。（生活を営んでいない単なる事務所や店舗などはこの保険ではご加入いただけません。） ●ご加入に際しましては、重要な事項等説明書を必ずご一読の上、内容をご確認ください。 ●このチラシは、この保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、弊社または代理店までお問い合わせください。 ●他の保険契約等（共済を含みます。）がある場合には必ずお申し出ください。 ●賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
家財の損害	224.9万円	■保険の対象（保険を付けた物）の範囲 ◆本制度の保険の対象は、『保険の対象を収容する住宅に収容されている生活用動産（家財）、宅配ボックス等または宅配物で、被保険者（保険の補償を受けられる方）が所有するもの』とします。 ◆次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり保険の対象に含まれます。 ・畳または建具等 ・電気、ガス、冷房・暖房設備等のうち住宅に付加したもの ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち住宅に付加したもの。 ◆被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）の所有する生活用動産で保険の対象
個人賠償（自己負担額なし）	1事故1億円	
借家人賠償（自己負担額なし）	1事故2,000万円	
修理費用（自己負担額なし）	1事故・1世帯100万円	
保険料	600円（月額）	

事故やご加入内容についてのお問い合わせ先		<保険契約者> 株式会社長栄
<取扱代理店> 株式会社長栄 〒600-8429 京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供町369 No.60 京都烏丸万寿寺ビル9F TEL：075-343-3038 FAX：075-343-3035		<引受保険会社>  ジェイアイ傷害火災保険株式会社 〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX16階 202411 JI2024-224

# リビングサポート保険 加入者証

保存用

このお部屋には以下の補償がセットされています。

加入者証の記載事項につき補償内容・保険金額等をご確認ください。

補償項目	保険金額・支払限度額
家財補償（基本）	
修理費用	1事故1世帯ごとに100万円
借家人賠償責任 (示談代行サービス付き)	
個人賠償責任 (示談代行サービス付き)	
給排水管修理費用	1事故1世帯ごとに10万円
ドアロック交換費用	1盗難 3万円
加害事故法律相談費用	1相談 1万円 1事故 5万円 (引受保険会社の同意を得たもの)
地震保険	なし

示談代行  
サービス  
付き

日本国内における賠償責任に関する事故については、保険会社が示談代行を行い、事故の解決にあたる「示談代行サービス」がご利用いただけます。ただし、以下の場合はご利用いただけません。

- 事故の相手方が保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- 法律上の損害賠償責任の総額が支払限度額を超える場合
- 被保険者が保険会社への協力に同意しない場合

など

## 事故のご連絡先（電話）

事故のご連絡は、本書をお手元にご用意のうえ、下記ジェイアイ傷害火災保険 事故受付センター（または取扱代理店）までご連絡ください。また、ご連絡の際は、『へやほ』の入居者補償制度のご案内をお持ちである旨をオペレーターへお伝えください。

ジェイアイ傷害火災保険株式会社  
事故受付センター



0120-399061

【受付時間】24時間・年中無休

## 事故や補償に関するお問い合わせ先

〈取扱代理店〉

〈保険契約者〉

〈引受保険会社〉



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10  
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー X 16階